

神戸大学医学部会館シスメックスホール使用要項

平成23年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸大学医学部会館管理運営内規第8条の規定に基づき、神戸大学医学部会館シスメックスホール（以下「ホール」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ホールは、神戸大学（以下「本学」という。）における研究、教育、医療の発展と学術文化の向上に資することを目的とする。

(使用の範囲)

第3条 ホールは、本学が主催する式典又は会合等に使用するほか、本学の使用に支障がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができる。

- (1) 本学の教職員が主催する式典又は会合等に使用する場合
- (2) 医学部同窓会（以下「神緑会」という。）が主催する式典又は会合等に使用する場合
- (3) 国、地方公共団体、国立大学法人等が主催する教育、研究、学術に関する式典又は会合等に使用する場合
- (4) 学会、教育団体若しくは学術団体が主催する教育、研究、学術に関する式典又は会合等に使用する場合
- (5) その他、管理運営責任者である神戸大学大学院医学研究科長（以下「管理者」という。）が適当と認めた場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 宗教的又は政治的活動を目的とする場合
- (2) 特定の個人、団体等を支援することとなる場合
- (3) 営利活動を目的とする場合
- (4) 公序良俗に反し、社会通念上不相当である場合
- (5) その他、公共性、公益性を損なうおそれがある場合

(使用の日時)

第4条 ホールの使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 ホールは、次に掲げる日には使用することができない。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 入学試験の実施その他の理由により、本学が構内又はホールへの立入りを制限する日
- (3) その他管理者が指定する日

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めた場合は、使用を許可することがある。

(使用の申込み)

第5条 ホールを使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を、管理者に提出するものとする。

2 使用許可申請書の受付時期等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本学が主催する式典又は会合等に使用する場合 受付時期は、特定しない。

(2) 本学の教職員又は神緑会が主催する式典又は会合等に使用する場合 受付は、使用日の2年前の日の属する月の初日から行い、仮申込みを次のとおり受け付ける。

イ 使用日の2年前の日の属する月の初日から仮申込みを受け付ける。ただし、使用日の1年前の日の属する月の初日までに使用許可申請書が提出されない場合は、仮申込みは、無効とする。

ロ 管理者が特に必要と認めた場合は、1年前以降に仮申込みを受け付ける。ただし、この仮申込みの日から10日以内に使用許可申請書が提出されない場合は、仮申込みは、無効とする。

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 原則として、受付は、使用日の1年前の日の属する月の初日から1月前の日まで行う。

(使用許可及び通知)

第6条 管理者は、前条の使用許可申請書を適当と認めた場合は、必要な条件を付して使用を許可するものとする。

2 前項の規定により使用を許可した場合は、使用許可通知書(様式第2号)を交付する。

3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可申請書の内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を管理者に申し出て、承認を受けなければならない。

(使用料等)

第7条 基本使用料及び光熱水量相当額(以下「使用料等」という。)は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本使用料 1時間当たり20,000円(消費税相当額を含む。)

(2) 光熱水料相当額 1時間当たり2,000円(消費税相当額を含む。)

2 使用料等の算出における使用時間の1時間未満の端数については、これを1時間として算出する。

3 使用者は使用料等を次の各号に掲げる区分に応じ、指定の期日までに納付しなければならない。

(1) 使用日の1年以上前に使用許可があった場合 原則として、使用日の1年前の日に発行する請求書に基づき、指定期日までに納付しなければならない。

(2) 使用日の1年前より後に使用許可があった場合 原則として、使用許可の日に発行する請求書に基づき、指定期日までに納付しなければならない。

4 使用料等の全部又は一部を負担させないことができる場合及びその使用料等の額は、別表1のとおりとする。

(使用許可の取消し)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の使用許可を取り消すことができる。この場合、使用許可取消し・使用中止通知書(様式第3号)を交付する。

- (1) 使用者がこの要項に違反したとき。
 - (2) 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 使用料等を指定の期日までに納付しないとき。
- 2 前項の規定により使用を取り消したことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

(使用の中止)

第9条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、使用を中止させることができる。この場合、使用許可取消し・使用中止通知書(様式第3号)を交付する。

- (1) 災害、事故その他、使用者の責によらない事由により使用できなくなったとき。
 - (2) 本学において緊急に使用する必要が生じたとき。
 - (3) 管理運営上、支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学は、その責を負わないものとする。

(取消料)

第10条 使用者は、その使用を取り消す場合又は第8条の規定により使用許可を取り消された場合には、別表2に定める額を支払わなければならない。

- 2 使用者は、使用料等の納付前に使用を取り消す(又は取り消された)場合は、当該使用料等に換えて、前項に定める取消料を納付しなければならない。
- 3 使用者は、使用料等の納付後に使用を取り消す又は取り消された場合は、使用料等と第1項に定める取消料との差額の返還を請求できるものとする。この場合において、使用者は、使用変更・使用取り止め届を管理者が受理した後30日以内に、使用料等返還請求書を管理者に提出しなければならない。
- 4 第8条第1項第1号又は第2号の規定により使用を取り消した場合、既納の使用料等は、返還しない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、第9条の規定により使用を中止させたときは、取消料の全部又は一部を負担させないことができる。
- 6 前項の規定を適用した場合における取消料の取扱いについては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にホールを使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用が終了したとき又は第8条第1項の規定により使用中に使用を取り消されたときは、直ちに設備、備品等を原状に回復し、管理者の確認を受けなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、ホールの使用に際しては、次の各号の規定を遵守するほか、管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 建物、設備、備品等を丁寧に扱い、これを汚損、損傷又は滅失しないこと。
- (2) 爆発物及び発火、感染等の危険のある試料、物品等を持ち込まないこと。
- (3) 喫煙及び飲食を行わないこと。
- (4) 建物及び設備を許可なく工作しないこと。
- (5) 設備、備品等を許可なく移動しないこと。
- (6) ホールの使用にあたっては、その趣旨に従って使用し、他の使用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

(損害賠償)

第14条 使用者は、ホール及びその設備、備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの要項に違反したことにより本学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第15条 ホールの使用に関する事務は、医学部管理課において行う。

(雑則)

第16条 ホールの使用については、この要項に定めるもののほか、国立大学法人神戸大学施設使用規程(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人神戸大学施設使用基準(平成16年4月1日制定)(次項において「施設使用規程等」という。)の定めるところによる。

- 2 この要項及び施設使用規程等に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、医学部会館運営委員会で定める。

附 則

この要項は、平成23年10月1日から施行する。